

健康保険料率の変更について

平成 30 年 3 月分の保険料から協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率に変更となります。

はじめに

毎年 3 月は協会けんぽ健康保険料率・介護保険料率が改定される時期です。今年も 3 月分の保険料から変更となります。今回の保険料改定について取り上げるほか、年間の保険料変更のタイミングについても改めて紹介します。

変更の内容

本年 3 月分（4 月納付分）からの協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、下の表の通りとなります。地域ごとの年齢構成や医療費の影響を受けて、上がった地域、据え置き地域、下がった地域の差があります。

平成 30 年 3 月分からの 協会けんぽ健康保険料率表（一部抜粋）

上がった地域	
都道府県	変更内容 (%)
北海道	10.22→10.25
京都	9.99 →10.02
大阪	10.13→10.17
福岡	10.19→10.23

据え置き地域	
都道府県	変更内容 (%)
千葉	9.89 → 9.89
神奈川	9.93 → 9.93
岡山	10.15→10.15
宮崎	9.97 → 9.97

下がった地域	
都道府県	変更内容 (%)
埼玉	9.87 → 9.85
東京	9.91 → 9.90
愛知	9.92 → 9.90
広島	10.04 →10.00

※介護保険料率は全国一律で 1.65%→1.57%に引き下げ

※組合健保の保険料変更時期および内容は組合ごとに異なります

保険料等の年間変更スケジュール

給与計算やその他労務費用に影響を与える保険料率の変更スケジュールはおよそ決まっています。次の流れに従って変更の可能性がありますので、あらかじめ作業を予定しておくとい良いでしょう。

月	変更内容	最近の傾向
1 月	源泉所得税額表の変更	—
3 月	協会けんぽ健康保険料率・介護保険料率の変更	地域差が拡大
4 月	子ども・子育て拠出金率の変更	上がる傾向
4 月	労災・雇用保険料率の変更 64 歳以上の雇用保険料免除 ※1	下がる傾向
6 月	特別徴収住民税の変更	—
7 月	4 月昇給による社会保険標準報酬月額変更	—
9 月	厚生年金保険料率の変更 ※2	上がる傾向が長らく続いたが、今後は据え置き予定
10 月	最低賃金の変更	上がる傾向
12 月	年末調整	—

※1：4 月 1 日時点で 64 歳以上の雇用保険被保険者は雇用保険料免除が開始。ただし平成 32 年より免除制度は廃止になる予定

※2：平成 29 年 9 月の保険料改定を最後に、以後は保険料率は据え置きとなると決まっていますが、年金財政状況を鑑みると楽観視できないと思われます

本件に関して動きがありましたら当事務所より随時お知らせしてまいります。